

新宮領の木炭政策と山方の農民

The Charcoal Policy in Fief *Shingu* and the Peasants in Mountainous Districts

笠原正夫*

Masao KASAHARA

要 旨

近世の熊野は、広大な森林地帯から大量の木炭が江戸市場へ販売された。新宮水野家の専売政策であった。新宮川（熊野川）流域の山村で焼かれた炭は、川船で新宮の池田御炭役所へ運ばれ、川畔に建ち並ぶ炭納屋に貯えられ、江戸市場の状況を見て廻船で送られ、炭問屋の手を経て売り捌かれた。17世紀後半、水野家では江戸屋敷へ常勤する家臣が増したため、諸経費の捻出に毎年江戸へは15万～20万俵位の炭を送ってその益金をあてた。

領内の山村では、山林地主などの焼主が食糧や資金を焼子に前貸し、焼いた炭で返済させた。また川船へ積み込む所まで、炭を運ぶ人足を常に確保しなければならなかった。これらはすべて農民で、平時は農耕を営み、農閑期に作間稼ぎとして炭の生産や運搬にたずさわった。

炭が高騰して販売するチャンスであるのに新宮には炭の貯えがなく、池田御役所の炭方役人が村々へ出向いて焼主たちにきびしい催促をしたり、大庄屋－庄屋の行政組織を活用して出荷を求めている。炭の焼き出しに山村へかなり過酷な負担を強いることもあったが、反面大量の炭の買い付けは、疲弊に苦しむ農民の救済と山村の再生に一定の効果をもたらした。

キーワード：熊野炭，池田御役所，江戸市場，新宮水野家，焼主と焼子

はじめに

林産資源の豊富な熊野地方から、近世をとおして大量の熊野炭が領内外の市場へ売り捌かれた。紀州藩は、17世紀中頃田畑の乏しい山間僻地で、領民救済を目的とした御仕入方役所を設立して、木材生産・木炭生産などの生業を育成し、年貢の滞りがちな農民に稼がせている。そのことは小農民保護政策だけに限られるのではなく、その地域における、林産物

*本学非常勤講師、日本近代史（Japanese Early Modern History）

の販路を確保する政策になってあらわれていた¹⁾。

紀州藩の熊野地方の領民保護政策は、近世をとおして藩政担当者が取り組まなければならなかった課題であったが、所領の大半が山間地からなる新宮領は、本藩と同様17世紀中頃から本格的な木炭生産を手がけている。熊野炭の原木は熊野地方に自生するウバメガシなどで、焼き出された炭はすべて川船によって新宮まで運ばれ、廻船に積み換えられて江戸など領外市場へ販売されていった。

本稿は、新宮水野家の熊野炭の専売制について考察するが、新宮城下の新宮川河畔に設けられた池田御役所の機能の解明が必要となる。新宮領の木炭生産は、「川丈八組」といわれる新宮川沿いの浅里、三ツ村、大山、敷屋、請川、三里の6組（本宮組は本藩領）と支流の北山川沿いの川ノ内、北山の2組を合わせた8組の村々から炭を出荷させて成立していた。山村には焼主と焼子とが結びついた独特の生産形態があり、新宮川とその支流の河川の流域には新宮川口まで炭を出荷させる川船が存在していた。池田御役所といえどもそれを無視しては炭の集荷は不可能で、またそれは池田御役所だけでやれることではない。

熊野地方の山村は耕地が狭く生産性も低い。人々はその耕地で働きながら農閑期に作間稼ぎとして人里離れた深い山中で炭窯を築いて炭を焼き、焼いた炭を炭山から船着場まで険しい山道を通って運び出す過酷な仕事を行っている。そのため新宮領では、郡御奉行所などの役人が村々を常に巡在して炭焼きにたずさわる人々の生活を把握する一方で、大庄屋一庄屋の村役人を駆使して炭の増産体制を維持している。そうした木炭の生産形態の確立は、新宮領内の山村にどのような状況を生み出したかを考察したい。

1. 新宮水野家の財政と炭の専売

「丹鶴日記」の正徳3年（1713）正月6日に記述されている「宝永四亥分御物成御勘定目録」²⁾によると、総高1万9972石1斗4升4合、高につき4ツ2分3厘7毛とある。8461石7斗1升5合で、これは「新宮城付物成」である。その以外に、村々新田1436石8斗2合と差口米445石4斗3合8勺、夫米250石8斗9升2合、糠藁米37石6斗3升5合2勺、上ヶ知口米87石4斗5升8合である。この他に1石5斗5合1勺は大小豆1万5斗5合1勺、これらを合計して「納合」1万720石6斗9升1合1勺が新宮領主水野家の正徳3年の総収入である（「丹鶴日記」に記された合計額は実際と合致しない）。このうち「右之払」として3075石6斗2升2合4勺が「万米払」＝水野家の諸支出で、残った7645石6斗2升2合4勺（71.3%）が「売米」と記されている。米値段の高い新宮で年貢米を売り、その金で行財政費に充てたと思われる。

「納合」の1万720石余が換銀されて銀592貫543匁3分4厘、これに小物成銀の内から64貫437匁9分7厘5毛を「足銀」として繰り入れ、銀656貫981匁3分1厘5毛が正徳3年の総金額である。このうちから表1のように、8項目別に支払われているが（合計額が649貫98匁3分2厘1毛で合致しない）、「新宮万銀払」は前述の水野家の諸支出分であり、そのうち「子年分炭買本銀」が全支出額の56.1%を占める364貫954匁7分で、領内から買いあ

げる炭の代銀に支払われている。

表1 新宮領 宝永4・5年分御物成御勘定目録

概 要	金 額
亥年（宝永4）の江戸給人の指米かえし	58貫 194匁 7分
御物成かえし	13貫 173匁 5分 1厘 5毛
亥年分の抹香皮買本銀	1貫 765匁 3分 6厘
子年分（宝永5）炭買本銀	364貫 954匁 7分
亥年分茶買本銀	14貫 169匁 4分 5厘
本田・新田御指米代	12貫 22匁 8分 6厘
亥年分御城付式夫米代和歌山へ上る	15貫 53匁 3分 8厘
新宮万銀払	170貫 647匁 3分 5厘 6毛
	649貫 98匁 3分 2厘 1毛

記されている金額は実際の合計とは合わない（「丹鶴日記」より作成）

次に「宝暦十辰年分御物成御勘定目録」³⁾によると、新宮城付物成は元高につき3ツ4分1厘6毛で、米6823石9斗8升6合となり、宝永4年の80.6%にしかならない。村々新田は1445石2斗9升9合で大きな差はないが、差口米は372石1斗2升4合、夫米は250石5斗9升2合、糠藁米は37石6斗3升3合、上ヶ知口米は70石8斗7升、納合9000石5斗7升4合である。18世紀中頃の熊野地方は、凶作に悩まされて山村は疲弊しているが、新宮領の年貢の納入状況も低下していた。

一方「右之払」の分は「万米払」が2905石7斗1升4合7才で、額面は宝永4年より減少しているが、歳出の割合からみれば全体の32.2%で減少していない。また「売米」については67.8%の5972石4斗5升9合で、銀358貫595匁3分1厘9毛であるが、「辰年分若山指歩一御上ヶ米」などの返納銀として、御指上ヶ米122石4斗9合があり、更に小物成銀のうち「廻し銀」として、銀40貫152匁1分2厘4毛を合わせて銀398貫747匁4分4厘3毛が行財政費に充てる分である。そのうちで宝暦11年分の炭買元銀は全支払いの66.3%にあたる264貫261匁8分5厘3毛を使っている。宝永4年に比較して炭の購入費の金額は減少しているが、割合では増えている。だいたい総歳出の60%前後を毎年炭の購入費として投じていたようである。

「新宮藩物成写」⁴⁾の天和3年に、高合1万180石、「江戸金渡り左ノ通」として24人が記されている。三代目領主水野重上への天和3年(1683)から水野家の家臣団の江戸屋敷の常住者が増加したのであろうか。その費用の捻出に熊野炭を江戸へ搬送して販売し、

その売り上げ金を充てたと考えられる。

寛政2年(1790)7月の「御炭之儀に付、御勘定所より被仰出之趣書付写」⁵⁾によると、江戸市場への熊野炭の出荷は、延宝6年(1678)から始まったとあるが、新宮領内の主産地である川丈の村々の炭山で焼き出された炭を掌握するため、新宮に近い新宮川の対岸の深谷に御炭役所を設置するのは延宝6年であった⁶⁾。その後、炭の流下量も増加するにしたがって、深谷から丹鶴城に近い池田に移すのは天和元年(1681)である⁷⁾。それは、水野家の家臣団の江戸屋敷の常住者の増加と関係があったとみるべきであろう。

正徳元年(1711)8月、新宮領江戸屋敷で給人中の指米(賃米)について問題が発生している。「江戸給人中指米代返上子年分(宝永5)全高900両余下り不申、内500両者小玉屋茂左衛門、四百両者関谷清左衛門より御借用、丑(宝永6)より同極月迄月割五分之利金入用ニ丑年分抹香皮代買本銀を以替しニ成受取相渡申候」とある。給人の指米分が届かないので江戸の商人から借りうけ、その利子分を抹香皮を売った金で処理していたが、熊野炭も給人の給付金やその他の諸経費に充当していたと考えられる⁸⁾。

享和元年(1801)4月21日に八丁堀の上総屋儀助と証人紀伊国屋清右衛門が、新宮へ来て御勘定所で大目付や元締など立ち合いの上水野飛驒守忠奇家中の桜川此右衛門から御炭問屋を仰渡されている。それまで炭問屋であった弥七郎、手代小七郎が免せられたからである。上総屋儀助と紀伊国屋清右衛門は水野飛驒守の御役人中へ請書を提出しているが、それには御用金300両を上納して享和元年6月から1か年間入納炭代金4000両を月割にして納めると記している。御役人中からは「右問屋株永く申付候上者無故取上候事決而無之候間、其段相心得致出精年々炭入津相増候様可取計候」と、問屋株を永く申し付けるとの一札が渡されている。また6月に渡された一札には、「尤右金返済之儀者是迄老々年拾六万俵余無相違入津致候付、入津次第時々不残相渡候間、値段之儀者儀助相談之上売渡…」とあり、1か年間新宮から送られてくる熊野炭16万俵を上総屋儀助が取扱い値段も相談して販売させるようにした。

上総屋儀助が享和元年6月以降11月まで取り扱った熊野炭は27廻船分、8万5750俵と「丹鶴日記」に掲載されている。1両あたり22~23俵替えであるが、売った相手は松平越中守家中の鈴木右衛門の他清兵衛、九兵衛、太助、弥左衛門、小嶋俊蔵、脇屋仁右衛門、万屋長助、日高屋五兵衛らの名があげられている。

2. 木炭の出荷と炭蔵

新宮領内の山々では1年を通して炭が焼かれている。焼かれた炭は川船で新宮まで運ばれて、新宮城近くの川岸に並ぶ炭蔵に納めて貯えている。毎年5・6月頃になると、池田領

の炭方御役所の役人が5・6人出て炭俵の集荷状態を調査する。

正徳2年（1712）6月12日の炭蔵の炭俵改めを実施しているのは、池田御役所役人吉岡七郎兵衛、太地佐五左衛門、田中新内、福井源八、池田奎之右衛門、伊熊定助ら6人である。炭蔵は合わせて29棟建っており、江戸の那智屋、菱屋、熊野屋の三軒の炭問屋に売られる炭を納めている。蔵詰めされた炭は3万7208俵で、蔵に入り切らない炭俵は川岸へ並べられており、全部で5369俵であった。両方あわせて4万2677俵の炭俵が集荷されている（表2）。水野家の元締衆が相談をして、「炭大」の売り値段を1両あたり14俵の替え値と決め、炭方役人がそれを問屋に伝えている。

表2 正徳2年6月12日の改の炭数

問屋名	蔵詰	川端有り	計
那智屋	14075俵	1729俵	15804俵
菱屋	10532俵	2034俵	12566俵
熊野屋	12691俵	1606俵	14297俵
計	37298俵	5369俵	42667俵

（「丹鶴日記」より作成）

同年7月4日に、「炭直段之儀、只今他炭無御座惣体景気も能御座候ニ付、此方有炭も少候故壱俵切り上ケ兩ニ拾三俵替ニ相立申候、小売者拾壱俵」とあり、江戸市場へ他所産の炭もあまり出回っていないので、熊野炭もよく売れ、残っている炭も少なくなっていた。そこで値段を1俵切りあげて、1両につき13俵替えに値上げをし、小売りは11俵替えにすると発表している。

表3 正徳3年閏5月25日の改の炭数

問屋名	蔵詰	川端有り	計
那智屋	25467俵	2202俵	27669俵
菱屋	22300俵	1531俵	23831俵
熊野屋	26441俵	1577俵	28018俵
計	74208俵	5310俵	79518俵

（「丹鶴日記」より作成）

こうした江戸の情報が素早く新宮へ伝えられ、炭の値段や出荷量が決められた。同9日には「炭直段之儀、今日より兩ニ拾貳俵替小売り者拾俵替被仰付候」とあり、炭の値段がだんだん上がっている。

冬期に入って11月6日には1両につき9俵替え、小売りは7俵替えと元締衆から仰せ渡されて、11月27日には、「並大」の売り値は10俵替え、「上炭」は7俵替え、「並炭」は8俵替えになっている。新宮での炭の値段の決定は炭問屋との相対で行われるのではなく、元締衆が決めていた。「炭直段之儀御役人衆御相談之上御上ケ被成候」とある。

正徳3年の蔵詰炭改めは閏5月25日であった。太地佐五左衛門、杉原阿左衛門、田中新内、安達伝次右衛門、味八木孫市、塩田安之丞ら6人の炭方役人が立ち合っているが、相談の上「炭大」の値段は1両につき15俵替えであった。前年にくらべて値段は下がっていた。このときの炭蔵は58棟あり、炭俵は7万9518俵である(表3)。正徳3年6月9日の炭の値段は、池田炭は「大」13俵替え、渚の宮炭は「大」14俵替え、渚の宮無印は15俵替えとし、小売りはいずれも2俵違いで、池田「大」11俵、渚の宮「大」12俵、渚の宮無印13俵となっており、池田炭(池田役所が保管する炭)、渚の宮炭(那智浜の宮から出る炭)と区別した名称が付けられている。池田炭と渚の宮炭は那智屋と菱屋が取り扱っているが、熊野屋にも取り扱わせるようにした。

正徳4年5月28日に、蔵詰の炭俵改めがあり、炭方役人が3問屋の炭俵の保有状況を調べている。炭蔵は全部で79棟あり、集積した炭は10万2040俵である(表4)。8月2日に炭値段について、次に入船する炭から2俵切り上げ、1両につき15俵替えにすると3軒の問屋へ申しつけている。また北山組の北山村の四ノ河山炭と下野尾井村吉右衛門、川ノ内組花井村忠郎の焼いた炭、浅里村白見山の炭、浅里村在住の大庄屋忠左衛門の焼き出した炭は、いずれも堅木の上炭である。北山村の四ノ河より出てくる御手山炭は両につき14俵替え、白見山から出てくる炭は四ノ河炭にくらべて品質的に少し劣るので15俵替えと決めている。

表4 正徳4年5月28日改めの炭数

問屋名	蔵 詰	川端有り	計
那智屋	24776俵	1233俵	26009俵
菱 屋	30337俵	1593俵	31930俵
熊野屋	42762俵	1339俵	44101俵
計	97875俵	4165俵	102040俵

(「丹鶴日記」より作成)

表5 正徳5年6月22日改めの炭数

問屋名	蔵 詰	川端有り	計
那智屋	16068俵	1427俵	17495俵
池田屋	17852俵	709俵	18561俵
熊野屋	13086俵	952俵	14038俵
計	47006俵	3088俵	50094俵

(「丹鶴日記」より作成)

正徳4年8月17日に菱屋伊兵衛から「勝手不如意」のため、炭問屋を続けて行けなくなったので、手代の角兵衛に問屋株を譲り渡したいと願い出てきた。角兵衛は数年来菱屋で手代を勤めた信頼のできる人物であると推薦している。炭方役所は伊兵衛の願い出を認めて問屋株を召しあげ、同時に角兵衛に問屋を仰せつけた。角兵衛は家名を池田屋と名乗って菱屋に代わり熊野炭を扱っている。以後新宮の炭是那智屋、熊野屋と池田屋の3問屋が取り扱うことになった。

正徳5年正月7日に炭値段の発表があり、元締衆から「角大」炭は1両につき16俵替え、四ノ河炭は15俵替えと、炭方役人に仰せ渡された。さらに正月13日には、「新赤」炭は1両につき14俵替え、四ノ河炭は16俵替え、「角大」炭は17俵替え、音無炭は19俵替えとそれぞれの炭の値段が決められた。冬場の炭値段はかなり下降気味である。この年6月の炭蔵詰の炭改めに立ち合ったのは吉岡七郎兵衛、太地佐五左衛門、安達伝次右衛門、池田壺右衛門、清水菅右衛門の5人で、「大」売り値段1両につき15俵と決めている。このとき那智屋・熊野屋・池田屋の3問屋の炭蔵は全部で39軒、炭は全部で5万94俵と前年にくらべて減少している(表5)。7月9日に元締衆が相談の上炭の値段を「角大」炭1両につき13俵替え、四ノ河炭が12俵替えと決定していたが、8月7日に「角大」炭12俵替え、四ノ河炭11俵替えとまた値上げをしており、正徳期の熊野炭の値段は割合安定している。しかし享保12年(1727)4月廿日「炭直段之儀不景気ニ付、今日より式拾六俵かへニ御立被成候」とあり、同15年(1730)2月廿日「炭直段之儀御相談上拾両迄ハ両ニ式拾七俵替へ」と正徳期の半値位になっている。江戸市場へ他国産の炭が多量に出回ったため値下がりがしたのであろう。

正徳期に新宮から毎年江戸市場へどれだけの熊野炭が送られていたかを把握するのはきわめて困難であるが、正徳期には、炭俵数4万2000余～10万2000余俵がひとつの目安となる。時代が下った文化2年(1805)2月に、川丈の組々や那智、尾呂志組の大庄屋中が池田御役所へ提出した「口上之覚」⁹⁾には、「出炭之儀ハ此節より十二月中途拾四万俵出炭無之候ハ而者御差支ニ相成候間、大庄屋中成ル丈出精可仕との御儀奉承知候」とあり、

文政3年辰10月に廻船当番清助が御勘定所へ提出した「乍恐書付」¹⁰⁾には「来ル巳年より一ヶ年分御炭貳拾万俵江戸表へ御積着ケ之筈御取極り被遊候ニ付、廻船外船とも右之心得を以貳拾万俵積方被仰付奉畏候」とある。

これらの炭を新宮から江戸市場まで廻船で運んだが、運賃については、正徳2年(1712)正月26日の項に「此度新宮より申来候者重次郎方壹俵ニ付五分五厘ニシテ、時之両替ニ而相渡候由、此方之儀も此度神民町久三郎船炭運賃より壹俵ニ付九分宛ニ相究り候…」とあり、正徳期ごろの新宮～江戸間の運賃は9分～9分5厘であった。廻船は主として新宮廻船・鶴殿廻船を使用した。積み荷は紀州藩の公用荷物や商人の荷物などと相乗りであった。明和4年(1767)2月18日に公儀御船手御役所へ江戸の紀伊国屋六右衛門が提出した書付に、紀伊国新宮・水野土佐守手船三艘とあり、550石(沖船頭ともに水主12人乗)の手船を所持している¹¹⁾。

3. 炭方役所の炭山支配

新宮領で産出される熊野炭は池田御役所が取り扱っていたが、天保期(1830～44)の状況を見ることにする¹²⁾。

新宮領内で新宮川と支流の北山川流域のいわゆる「川丈の八組」の村々が熊野炭の主産地である。それらの村々へは池田御役所がたえず炭竈や出炭の状況を調査したり、焼(庄)主への拝借米(銀)や仕入銀などの貸与をとおして、炭山を把握していた。山方では焼主が焼子に米などを前貸し、焼いた炭で返済するしくみであった。ふつう焼主は山林の所有者などが多く、焼子の焼いた炭を集めて出荷をしていた。また池田御役所の役人もときどき領内の炭山を巡在して焼主や焼子の状況を調査しているが、その日程や調査内容を各組の大庄屋をとおして庄屋ら村役人に連絡したり、出炭状況の報告などもさせている。このように行政組織を通じた出炭体制が確立されていたから、池田御役所が立案する出炭計画に基づいて、炭山への出炭量の割当てが可能であった。

天保4年(1833)11月13日に池田御役所の元役須川菅右衛門から出頭を命じられた三ツ村組大庄屋西与茂七は、焼主から先日願出していた拝借米の延引についての願書を勘定所へ願出たところ、「巳年拝借米共上納不致候ハ而者取扱致かたく候」と、天保4年の拝借米を返納しなければ延引の取次はできないと断られている。しかし、延引をしてもらわなければ手持ちの米穀のない焼主は、焼子に炭を焼かせることができないという切羽つまった状況になるのは明白であった。池田御役所は須川菅右衛門に対して、「上納相済候へハ仕入米ハ御借し可被成候間、上納為致候様御申付可被成候」と、焼主に対して仕入米を貸し出すには、巳年分の拝借米の返納が先決であると説いている。それでもなお巳年分の返納

がなされないままで、仕入米の借用をめぐって池田御役所と焼主との交渉が続いていた。

この問題に大庄屋が関与しているが、炭を焼き、出炭させることにより山村を活気づかせ、生活する人々の救済にねらいがあるだけに、池田御役所も焼主と焼子の関係などを最も熟知している大庄屋に関与させる必要があった。「猶又北山組三里組大山組杯も残銀無之候而、于今仕入米願出も無之候」とあるように、これは三ツ村組のみの問題ではなく、新宮領の各組でも同じように御仕入米を手に入れることのできない焼主が輩出していた。

天保7年（1836）11月、川丈ヶ大庄屋が連印で提出した「口上」には、雨天続きで田畑共作物は凶作になり、穀物は高騰し山方は不景気で稼ぎがなく、年貢などの納入期になっているが、納められずに困窮する人々が増加しているとある。こうした中で、11月22日に請川組大庄屋代役の同村庄屋甚蔵らが御勘定所から、「此節御炭式万俵出増被仰付候間、焼主共相調如何致候而出増ニ相成候」と、炭2万俵の増産を申し付けられて困惑している。翌8年3月25日頃より「村々飢饉ニ付飢人御救願出候村々調致候」と、天保飢饉が熊野地方を襲い、山村が疲弊して救済すべき飢人が続出していたので調査をしている。この年12月25日付で大山・浅里・三ツ村の三組が合同で拝借米の延引の書付を池田御役所へ提出した。

天保飢饉に川丈の村々が苦しんでいる中で、天保11年（1840）正月10日、池田御役所は川丈の大庄屋中にあてて、「御定下し方之儀、去る冬より段々出劣ニ相成、池田御有炭無少、猶又此節船々数艘帰帆いたし……早々出し方いたし候様夫々焼主中へ申付」と、江戸への廻船が帰帆しているのに炭の流下量が減少しており、積荷が不足するので、早急に炭を仕出するように命じている。また4月4日には、御炭御用に村々を巡在した池田御役所の役人が、和気村に宿泊したときに、三ツ村組の焼主を全員集めて出炭の催促をしているが、そのとき「少々病氣ニ而も押而罷出候」ときびしい通達を出している。

さらに4月29日の書状には、炭の出荷は前年よりかなり少なく、池田湊付近にも炭は残っていないので、少量でもよいから出荷してくるようにと焼主たちに通達している。6月6日に池田御役所から浅里・三ツ村・大山の3組の大庄屋への書状には、「最早作仕付も大躰相済申付候得者、早々山入為致焼方出情為致候様、別而当年格別御急キ候得ハ、誠精差下し候様、夫々焼主中へ通達可有之候」と、田畑の作付もほぼ終わったので、早く山に入って炭焼きに取りかかるように促している。

7月23日の池田御役所から三ツ村組大庄屋にあてた書状には、田長村の源八が大津屋谷（大末谷）という所で村山を買い取るため、御炭仕入銀400匁の拝借を願い出ているが、大津屋谷には炭竈が4基あり、約1000俵程が出炭できるらしい。源八はこれまでも炭を下して来て、その時々仕切っているが、源八の人物評価も問うている。

池田御役所は、この年8月13日から御炭御用として松本愛蔵を、また15日から坪井為右衛門をそれぞれ川丈の村々へ入り込ませている。いま竈数は何基で、誰が作間稼ぎに炭を

焼いているのかなど具体的な報告をさせるためである。9月3日からは元締の榎本和田平、橋本権左衛門と御勘定所組頭松原三郎右衛門の3人を入り込ませたが、一行は新宮を出発して南筋から入り、那智組・色川組・大山組・三ツ村組・敷屋組・請川組・三里組・川ノ内組・北山組と巡在して、9月10日頃に新宮へ戻った。大雲取越えで大山組へ入った御用役人衆一行は、三ツ村組へ入って日足村から継ぎ船で川を登っているが、「御用談被仰聞候儀ハ第一御炭出精」と、炭を早く焼いて出炭することの催促が目的であった。遠方の山々からも炭を焼いて出すように指示もしているが、遠すぎるために手の付けにくい山も報告させている。9月から12月までの間にどれだけの炭が仕出せるのかを調べさせ、山々から仕出してくる炭の概数を早く把握しようとしたのである。

御炭御用の役人一行は9月9日に北山組の下尾井村へ入り、翌10日には継ぎ船で三ノ村組和気村まで下っている。11日に田長村、口高田村を調査して新宮へ帰っている。

天保11年11月1日には、もう一度御炭と諸事御調べ御用として村々を巡在している。御側御用人大目付元締兼帯柳瀬源五右衛門、元締御役目兼帯渡辺意気蔵、御勘定組頭平松九十郎、池田元役松本愛蔵ら一行である。三ツ村組でも、「御役人衆御炭御用ニ付、近々内当組江入込可被成候、夫ニ付焼主共江為心得可申付候」との通達が、大庄屋をとおして各村々の庄屋中へ出されている。

4. 出炭状況と山方の支配

文化2年(1805)正月の北山組の「御炭御仕法立には御書附并書上控」¹³⁾によると、「去年中御炭出方相減候ニ付、江戸表御指支之御趣」のため、御仕法立を書付にして提示した。それについて、「出炭之義者此節より十二月中迄拾四万俵出炭無之候てハ御指支ニ相成候間、大庄屋中成ル丈ケ出精可仕候」とあり、領内のすべての大庄屋が池田御役所へ焼主と共に精を出すとの書上を提出している。この時期の池田御役所の目標は年間14万俵であった。

領内の炭山では1年間を通じて炭を焼いているが、炭焼きや炭の運搬に携わる人々は、山村に住む百姓たちで、狭い耕地を耕しながら作間稼ぎとして炭を焼いているから、農繁期になると出炭量が減る傾向があった。

こうした所から文化4年(1807)3月に、池田御役所の役人から大庄屋中が仰せつけられた出炭予定の10万余俵の月割りの出炭計画は、表6のとおりであるが、年初めの1月は別として、麦の収穫期と田植え時期になってくる4月・5月、および稲の取り入れ期にあたる8月・9月の出炭量は少なくなっている。そのため、池田御役所は各大庄屋をとおして焼主中へ炭を焼く督促をさせたり、役人が村々を巡廻して出炭の催促をしたりした。

表6 月別出炭予定数

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
出炭予定	3700	14500	13500	7200	6200	10600	10600	5200	4600	9400	17000	—	10万2500(俵)

文化4年3月「御炭方御用控」より作成（『和歌山県史』近世史料5）

焼かれた炭は、川船の着船場までかなりの距離を運び出さなければならなかったから、その人足の確保も重要であった。文政13年（1830）10月、江戸市場の木炭需要が増加しているのに出炭状況がよくないため、池田御役所から調査を命じられた請川組大庄屋須川助右衛門は、調査の結果、組内では山々には炭もいくらか残っていから「此節ハ……作付ケ相片付キ次第役持ニ為致早々積下し可申候……」と、作付けが片づき次第「役持」（強制的）にして早く集めて川船で積み送るといっている¹⁴⁾。

池田御役所への出炭量が少ないのは炭を焼く量が少ないだけでなく、炭山から持ち運ぶ人足が不足しているのも原因であった。近世後期の新宮領の炭の生産構造が、このような形態で続いていたから、天保11年（1840）の史料にも同じ問題がみられる¹⁵⁾。9月6日付で池田御役所から三ツ村組大庄屋と大山組大庄屋に出された書状には、「稲刈入之時節ニ候へ共、大躰ハ三日ニ一日ハ炭持ニ罷出候様厚世話いたし御炭御積出し」とあり、農繁期中でも都合をつけて3日に1日は炭焼きにかかわることを促している。大庄屋許では村々の庄屋肝煎にあてて「稲刈入時節ニ候へ共、……早々下り炭有之候様誠精取計、焼主并持子共へ巖敷可申付候」と通達している。

10月22日付の川ノ内組大庄屋玉置善右衛門が三ツ村大庄屋へ出した書状によると、小栗栖村の栄右衛門が、入鹿組の山で焼いた炭を楊枝村山崎へ運び出して池田表へ川船で運びたいが、運び人足が不足して100俵程の炭が山に残っていた。池田御役所へもそのことを報告しているが、三ツ村組大庄屋へ池田御役所からその対策を講じるように伝えてきた。三ツ村組では夏頃から持人足を召集しても集まって来ないので、組中へも人足を割り当てたが、麦蒔きが始まっており、集まらなかった。

10月晦日の三ツ村組大庄屋から川ノ内組大庄屋への書状には、10月25日の大水のとき、道路や谷川が崩れたので修復の普請をしなければ炭の持ち出しはできない、楊枝川村領域の個所は同村で修復させると伝えている。川ノ内組大庄屋も霜月朔日付で三ツ村組大庄屋にあてて、先日より栄右衛門一族が焼いた炭を積み上げているが、運び出す人足が不足しているから、「当組之義も組内有炭夫々役持申付候」と、炭の運び出しに取りかかった。

しかし、池田御役所が、浅里・三ツ村・大山の三組の大庄屋へ12月8日付で出した書状に、「焼主共当暮迄出炭御請申出候へ共、未タ不下り之向も多分有之候付、弥以御請申出之通当廿五日迄ニ無間違指下候様焼主共へ訖度申通出炭有之様厚相心得取計可申候」とあ

るように、炭を積んだ川船が下って来ないので、早く炭を出してくるよう焼主へ申し付けている。

弘化3年(1846)9月20日付で、池田御役所が川丈の大庄屋に「最早作方も相片付候時ニ候へ者、焼置之分ハ誠精出し方致させ早々積下シ可申通候、勿論江戸行御船廻り積方ニ取掛か有之候……」と伝えており¹⁶⁾、山に積み置いたままの炭を急いで池田御役所へ出荷して来るように促している。

三里組大庄屋萩野覚左衛門は、組下の伏拝・三越・大居・切原・切畑・土河屋の各庄屋に対して、焼主がどれだけの炭を出せるかを調査させている。切原村庄屋の武助は、「山納屋有炭」として六右衛門分140俵、善兵衛分100俵、仁兵衛分300俵、吉三郎分500俵と書き上げ、「最早作方も相片付候へハ追々出し方為致可申候」と萩御口番所へ報告している¹⁷⁾(4人の焼主が10月中に池田御役所へ川船で送った炭は調査時よりも300俵多い1340俵であった)。萩は三里組内にある新宮川中流の川湊で、山産物の積み出しなど物資の流通量も多く、御口前番所が置かれ、新宮領の役人が詰めていた。

弘化3年に5月13日から12月13日まで、三里組から池田御役所へ御用炭が15回にわたり川船で出荷されている¹⁸⁾。5月13日には三越峠の板尻円次郎竈の30俵、6月16日には湯川の奥仙次郎竈の50俵、6月17日には果無山八丁上の庄吉竈100俵、6月26日には果無山八丁上の国松竈100俵、7月23日は東川しれい谷の九郎右衛門竈200俵、8月2日は同しれい谷九郎右衛門竈182俵、8月4日は国松竈100俵、9月11日は円次郎竈48俵と勝五郎竈14俵で計60俵、10月24日は庄吉竈・国松竈400俵、11月10日下もはが谷の辰次郎竈31俵、11月19日どんで谷の九郎右衛門竈100俵、11月24日尽次郎竈100俵、11月29日湯川仙次郎竈100俵、12月2日朔月湯川奥寅吉竈100俵、12月13日は竈名不明300俵で全部で1944俵である。

これらの炭竈の持ち主は、焼主からさまざまな援助を受けながら、三里組内の各所に炭竈を設けて炭を焼いていた。その竈で焼かれた炭は、急いで萩の船着場まで運ばれ、池田御役所へ送られた。

池田御役所では炭をいくらで買い上げたかを知る史料がないが、文化12年(1815)の北山組の「御炭高直段願書」¹⁹⁾に、焼賃9分、駄賃2分、だつ縄代2分、道橋小屋具掛り5厘、山代2分、運賃6分5厘と他に池田にて諸掛り4厘5毛、総締めて炭1俵2匁1分4厘5毛とある。9月14日に庄次右衛門が新宮池田御役所へ出向いて相談のうえで決めている。また文政3年(1820)8月の北山組の「御炭方諸事控」²⁰⁾に、「定式出炭仕入買元、平均式匁六分積り」とわずかに記されており、北山地方の炭の価格を知ることができる。

次に嘉永6年(1853)2月に三里組大庄屋に対して切原村の吉三郎、六右衛門、仁兵衛ら3人と三越村、伏拝村、切畑村の14人の焼主たちが、近くの山は焼尽くしており、三越村領の東川か、湯川山、あるいは十津川上湯川山など遠山でなければ炭焼きはできないと述べ、「遠山ハ諸入用等多相掛り候ニ付、焼出し方当惑仕候、仍之右山出炭壹俵ニ付式匁

八分五厘替御買上被為下候様奉願上候」と願い出ている²¹⁾。池田御役所の炭の買上げ価格は1俵2匁1分～2匁6厘というあたりであった。

まとめ

新宮水野家は、川船を駆使して新宮川（熊野川）を流域の村々から木炭を川口の池田御役所へ運び出した。川畔には炭納屋が建ち、集積された炭は江戸市場の状況を見て廻船で運ばれた。その炭を買い集めるため、新宮水野家では水野家の取り分を差し引いた総歳出分の約60%位を投じており、炭を販売した利益に注目していたことがうかがえる。

炭の江戸市場への大量の出荷が始まるのは、延宝6年の深谷への炭方役所の設置から天和元年の池田御役所への移転の時期であろう。その頃水野家の江戸屋敷へ家臣が多く集められたからで、1年間に15～20万俵ほどの炭俵が運ばれている。（江戸市場との関係は、また稿を改めて取り上げたい。）

したがって本稿は、領内から炭がどのようにして池田御役所に集められたかについて検討をした。

各村々の山で炭竈を築いて炭を焼く焼子に資金・食糧を前貸しして、焼いた炭で相殺するのが焼主である。焼主は焼子の焼く炭を支配し、村々から徴発した人足を駆使して炭を川船へ積み込む川湊まで運び出し、新宮池田御役所へ届けた。流域の村々へ網の目のごとく延びている新宮川の本流と支流は水路の役割をはたして炭の搬出を助けた。こうした炭の生産組織が、山村に存在していたから、領主権力も山村のこの共同体的な結合を無視して炭の掌握はできなかった。

焼主も焼子も炭の運搬人足も川船の水主も、ともに山村の狭小な耕地を耕す農民であり、農閑期の作間稼ぎでなければ炭の生産・搬出に取りかかれない。そのため、池田御役所は、何度も役人を村々へ派遣して調査を行い、執拗に催促をして炭の生産に携わらせている。またその一方で、郡御奉行所の役人が、川丈の大庄屋中に管轄下の庄屋に対して焼主、焼子に炭を焼くことを徹底させようとしている。だが山村の生活は殊のほかきびしく、炭焼き、炭の出荷は過酷な仕事であるだけに、割当てられた予定量をなかなか焼き出すことがむつかしかった。

しかし、またかなりの巨額な買付け金を投じている新宮水野家の熊野炭の買付けは、結果的に新宮領の山村の救済になっており、山村に住む人々はその恩恵を受け、飢饉の危機を回避している。新宮領の領民統治は一応は成功しているといえよう。

注

- 1) 『和歌山県史』近世（和歌山県，平成2年刊）584頁
- 2) 『丹鶴日記』（翻刻版）（新宮市立図書館，平成10年刊）32～34頁
- 3) 上同書 275～277頁
- 4) 『新宮市史』史料編上巻（新宮市，昭和58年刊）243～254頁
- 5) 『和歌山県史』近世史料5（和歌山県，昭和59年刊）273～275頁
- 6) 岡家文書
- 7) 岡家文書
- 8) 前掲『丹鶴日記』2～3頁 以下断りのない限り同史料によった
- 9) 前掲『和歌山県史』近世史料5 276～277頁
- 10) 上同書 321頁 なお上村雅洋「新宮鵜殿廻船と炭木材輸送」（安藤精一退官記念会編『和歌山地方史の研究』宇治書店，1987年）にも，熊野炭の江戸市場への販売について述べている。
- 11) 前掲『新宮市史』史料編上巻 387頁 上村雅洋著『近世日本海運史の研究』（吉川弘文館，平成6年刊）190頁に「水野家の手船は，延19艘見られ，最も古いのは享保16年（1731）のものである。廻船規模は，3人乗一艘，10人乗一艘（550石積），12人乗7艘（うち550石積3艘），13人乗1艘，不明9艘（うち150石積1艘）であり，前述したように手船は10～13人乗で，500石積程度の廻船を中心としたものであることがわかる」とある。
- 12) 三重県熊野市紀和町和氣西家所蔵文書，以下断りのない限り同家所蔵文書によった
- 13) 前掲『和歌山県史』近世史料5 275～281頁
- 14) 『本宮町史』近世史料編（本宮町，平成9年3月刊）660頁
- 15) 前掲西家文書所蔵文書 以下断りのない限り西家文書によった
- 16) 前掲『本宮町史』近世史料編 737頁
- 17) 上同書 738頁
- 18) 上同書 715～745頁
- 19) 前掲『和歌山県史』近世史料5 307～309頁
- 20) 上同書 509～330頁
- 21) 前掲『本宮町史』近世史料編 837～838頁

（追記）

本稿をまとめるにあたり，熊野川町史編纂室に多大な協力を得た。お礼を申し上げたい。